

Ⅲ 学校再開に向けた対応と その他関連する補足事項

1 日常における対策及び地震発生時の対応についての補足事項

「日常における対策」および「地震発生時の対応」については、県教育委員会保健体育課作成の「あいちの学校安全マニュアル」に基本的な内容が示されています。まずは当該マニュアルをご参照ください。

なお、本手引きでは、当該マニュアルに記載されていない補足事項を下記にまとめていますので、あわせてご確認ください。

(1) 特定の学校における対策（防災計画等の策定）【日常における対策】

ア 特別支援学校

障害のある幼児、児童、生徒には、危険から身を守るための判断や行動に対し配慮や支援を要する者が少なくありません。また、異常な事態のなかでパニック状態に陥り、安全確保のための対応に一層困難を来す場合も予想されます。

したがって、学校では日ごろからきめ細かく配慮した防災計画・組織を確立し、あらゆる時間帯での災害の発生に即して適切に対応しなければなりません。特に次のことに留意してください。

- 常に防災頭巾や帽子、ヘルメットなどの確認を行い、非常時にこれらを着用して避難できるようにしておく。
- 体調不良などで教室を離れている場合も、避難時に対応が遅くならないようにするため、その所在を確実に把握しておく。
- 建物倒壊、交通状況の混乱、ライフラインの破壊など児童生徒が帰宅することが困難な場合は、学校で長時間待機させることが予想される。したがって、救援活動が開始されるまでの児童生徒の生活必需品等を備蓄しておく。
- 病的疾患がある児童生徒や、日常的に医療及び医療的ケアを要する児童生徒の生命の安全を確保するために、主治医及び関係機関等にすぐ連絡できるよう、連絡先等を記入したカードをいつも携帯しておくよう指導する。

イ 寄宿舎のある学校

地震の発生が夜間の場合、登校前の場合、放課後の時間帯の場合等多面的に想定し、それぞれに対応した安全行動がとれるよう、個々の児童生徒に徹底しておく必要があります。

- 睡眠中の場合、起床してから避難に移るまでに、かなりの時間がかかることが考えられる。各部屋の残留者の確認等、人員確認が大切である。
- 登校前や放課後等の時間帯の場合は、人員の確認が難しい状況となるので、日ごろから集合場所を確認し、周知しておく。
- 班長や上級生がリーダーとなり、同室の児童生徒と一緒に行動できるようあらかじめ指導しておく。

ウ 夜間定時制高校・夜間中学

夜間という事情を考慮し、事前指導や準備等を徹底しておく必要があります。

- 停電に備えてハンドマイクを用意しておく。また、各教室に懐中電灯を配備しておく。
- 停電を想定して消灯するなど、実際に即した状況下で避難訓練を実施する。

(2) 児童生徒の帰宅、引き渡し【地震発生時の対策】

児童生徒の安全確保については、「あいちの学校安全マニュアル」に記載されていますが、そのうちの「児童生徒の帰宅、引き渡し」について、下記のとおり補足します。

【安全な帰宅方法を決定するための情報収集と基本方針】

児童生徒の帰宅方法については、学校周辺の被害状況、交通機関の運行状況、道路状況、地震情報など、児童生徒の安全確保のために必要な情報を収集し、最善の方法を検討する。

なお、帰宅経路の安全が確保されるまでの間は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ことを原則とする。

引き渡し時の留意事項

- 保護者への引き渡しについては、通常の引き渡し方法のほか、被災後の状況によっては児童生徒の引き渡しを行わず学校に留めること等も含めて、あらかじめ保護者と協議し共通理解を図っておく。また、訓練等により確認しておく。
- 「引き渡し・緊急避難先カード」（作成例参照）へ、引き渡し時の必要情報を記入する。なお、当該カードは予め印刷しておくこと。
- 校内で待機している児童生徒の情報を確実に把握する。
- 「風水害等事故発生速報」により、待機児童生徒人数及びその他参考となる事項を県教育委員会の定められた課（7ページ参照）へファクシミリ又は電子メールにより報告する。
- 保護者等と連絡が取れない場合は、児童生徒を校内で待機させる。その際は教員が付き添うなどして、不安を与えないようにする。

自力帰宅時の留意事項

○ 徒歩及び自転車通学者への対応

◇ 帰宅経路の安全確認ができる場合は、確認をした上で居住地別に帰宅グループを編成し、安全上の留意事項を確認した後に集団で下校させる。

場合によっては教員が引率したり、通学路で見守り活動を行う。なお、安全確認ができない場合は校内に待機させる。

◇ 帰宅グループの責任者（代表者）には、帰宅後に、電話、災害用伝言ダイヤル、メール、SNS等により学校へ連絡させる。

○ 公共交通機関利用通学者への対応

◇ 公共交通機関が運行していない場合は学校に待機させ、保護者と連絡を取り、対応を協議する。

◇ 徒歩でも帰宅できる児童生徒への対応は、上記の「徒歩及び自転車通学者への対応」と同様とする。

◇ 公共交通機関の運行が再開した場合には、安全上の留意事項を確認した後に、できる限り集団で下校させるとともに、帰宅後は、電話や災害用伝言ダイヤル等により学校へ連絡させる。

○ その他

◇ スクールバスや自家用車による送迎で通学している児童生徒については、保護者へ連絡し、出迎えによる引き渡しとする。

2 学校再開に向けた対応について

(1) 児童生徒の状況把握

ア 安否等の確認

児童生徒及び家族の安否、住居被害状況等を確認する方法を事前に決定し、保護者及び児童生徒へ周知徹底をしておきます。

確認方法例

- 自宅へ電話する。
- NTT「災害用伝言ダイヤル」を利用する。
- 各携帯電話会社が提供する「災害用伝言板」を利用する。
- 自宅や最寄りの避難場所へ出向き確認する。

主な確認事項

- 本人及び家族の安否 [負傷の状況、死亡、行方不明]
- 住居の被害状況 [全壊、半壊]
- 避難場所
- 学用品や教科書の状況
- 出校の可否 [出校できない理由等]
- 今後の連絡先、連絡方法

イ 転校希望者の把握と手続き

一時的なものを含めて、転居を余儀なくされ、転校を希望する児童生徒も出てきます。これらの児童生徒が少しでも早く転校でき、学業に打ち込めるよう速やかに手続きを進める必要があります。

能登半島地震においては、文部科学省から転校手続きについて、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受入れるよう通知（令和6年1月4日付け5文科施第703号及び令和6年1月7日付け5文科施第704号）が出されました。今後、同規模の地震が発生した場合にも同様の取り扱いがなされるものと見込まれます。（必要な書類が揃わなくても受入れ、状況が落ち着いてから手続きを行う等）

このような場合、県教育委員会からその扱いについて通知するとともに、県内及び他県の受入れ体制等についても広く情報提供を行うこととしています。各学校においては、転校希望者の状況をできるだけ速やかに把握するよう努めてください。

(2) 休校措置・授業再開の決定及び伝達

災害発生後の休校措置・授業再開の時期については、学校施設・設備の被害状況や教職員・児童生徒の被災状況、交通機関の復旧状況、通学路の安全確保等、諸般の状況を勘案して決定します。また、その情報の伝達は、次のような手段で行います。

伝達方法例

- 自宅へ電話する。
- NTT「災害用伝言ダイヤル」を利用する。
- 各家庭へ出向く。
- 各避難場所等へ出向き、掲示する。
- テレビやラジオ等のマスコミを利用する。
- 各校のホームページを利用する。
- メール配信をする。

災害用伝言ダイヤル(171)

大規模災害発生時に提供されるシステムで、安否や居場所などを30秒以内で録音・再生できるシステムです。（伝言保存期間は録音してから48時間）

利用方法については、防災教育において紹介したり、体験可能な期日や場所で積極的に模擬体験させたりするなど、日ごろから利用方法を理解させておくことが大切です。

NTT西日本「災害用伝言ダイヤル」→ <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

(3) 教職員の確保

地震が発生した場合、教職員自身、また、その家族や家屋に被害を受けていたり、県立学校に出勤できても、避難者への対応に忙殺されるようなことも考えられますが、授業の再開に向けて教職員の体制を整備する必要があります。

ア 教職員の状況把握

県立学校災害対策実施要領第4条第10項は、交通機関の途絶等により自己の勤務校又は参集場所に指定されている県立学校への参集に3時間以上を要する場合で、勤務校等に連絡が取れない場合は、最寄りのその他の県立学校又県の庁舎へ参集し、速やかに勤務校に報告することを定めていますが、次の点に留意する必要があります。

- 死亡、負傷によりいずれの県機関にも参集できない教職員は、家族から連絡を取るよう周知しておく。
- 授業再開までに連絡のない教職員については、住所地に近い県立学校に連絡を取り、状況を調査してもらう。

イ 他校からの動員

- 最寄りの県立学校へ登校した教員にあっても、自己の勤務校の授業再開にあたっては、極力勤務校へ登校する。また、登校できない場合は、勤務校と緊密な連絡を取り合う。
- 最寄りの県立学校へ登校した教員については、登校した最寄りの県立学校の校長の判断により授業を担当させることができる。
- 各教科別に、応援が必要な数と他校への応援が可能な者のリストを作成し、県教育委員会へ連絡する。
- 各県立学校においては互いの協力が必要であり、校長会での事前の了解のもとに、近隣の各校長同士で連絡を取り合い、調整することが現実的である。
- 絶対数が不足する場合は、他府県へ教員派遣を要請することも検討する。(県教育委員会)

(4) 教科書・学用品の確保

ア 一部の児童生徒の教科書・学用品が不足するときは、学校内でのコピー、印刷、貸借、共用などにより対応する。

イ 相当数の児童生徒の教科書・学用品が不足するときは、卒業生や上級生から教科書等を集めるなどする。

ウ 大量の教科書・学用品が不足するときは、県教育委員会から文部科学省、他府県に支援を要請する。